

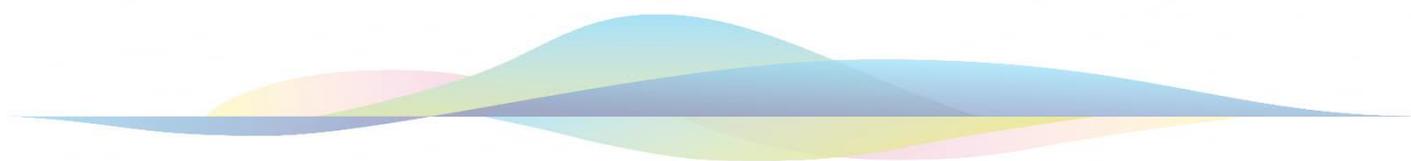
# 日立市屋内退避及び避難誘導計画

(対象原子力施設：JRR-3、再処理施設)

令和3年10月 策 定

令和7年 7月 一部改訂

日立市防災会議





# 目次

## 第1章 総則

---

1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の修正・見直し	1
4 対象原子力施設	2
5 原子力災害対策重点区域（UPZ）の範囲	2

## 第2章 原子力災害対策の基本的事項

---

1 防護措置	5
2 防護措置の実施基準	7
3 避難経路等	12
4 緊急時における市民等への広報	14

## 第3章 市民等の避難

---

1 一般市民の避難	15
2 要配慮者の避難	16
3 帰宅困難者（児童等、通勤者、一時滞在者）への対応	17

## 第4章 安定ヨウ素剤の配布等及び避難退域時検査

---

1 安定ヨウ素剤の配布	18
2 避難退域時検査（スクリーニング）	19

## 第5章 避難所の開設と運営等

---

1 開設、運営等	20
2 避難所における要配慮者の支援	21
3 避難物資の確保	21
4 避難が長期化する場合の対応	21

## 第6章 複合災害への対応と今後の課題

---

1 複合災害への対応	22
2 今後の課題	23

# 第1章 総則

## 1 計画の目的

---

日立市屋内退避及び避難誘導計画（以下、「本計画」という。）は、「日立市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の試験研究用等原子炉施設（以下「JRR-3」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の再処理施設（以下「再処理施設」という。）において、原子力災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合に備え、市民等（市民のほか市外から通学する学生や観光等の一時滞在者等を含む。）に対する放射線の影響を最小限に抑制するための防護措置を確実に実施できるよう必要な事項を定める。

## 2 計画の位置づけ

---

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となる地域防災計画の一部として位置づけ、本計画に定めのない事項については、地域防災計画に拠るものとする。

また、本計画は、国が定める「防災基本計画」、「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）及び茨城県が定める「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」、茨城県「屋内退避及び避難誘導計画」ガイドラインと整合を図り策定するものとする。

## 3 計画の修正・見直し

---

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、防災基本計画や指針等の改定を始め、関係機関等との協議、本市の各種対策の検討、検証を踏まえ、随時、修正・見直しを行うものとする。

## 4 対象原子力施設

原子力施設	事業所名
JRR-3	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 (那珂郡東海村白方 2-4)
再処理施設	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 (那珂郡東海村村松 4-33)

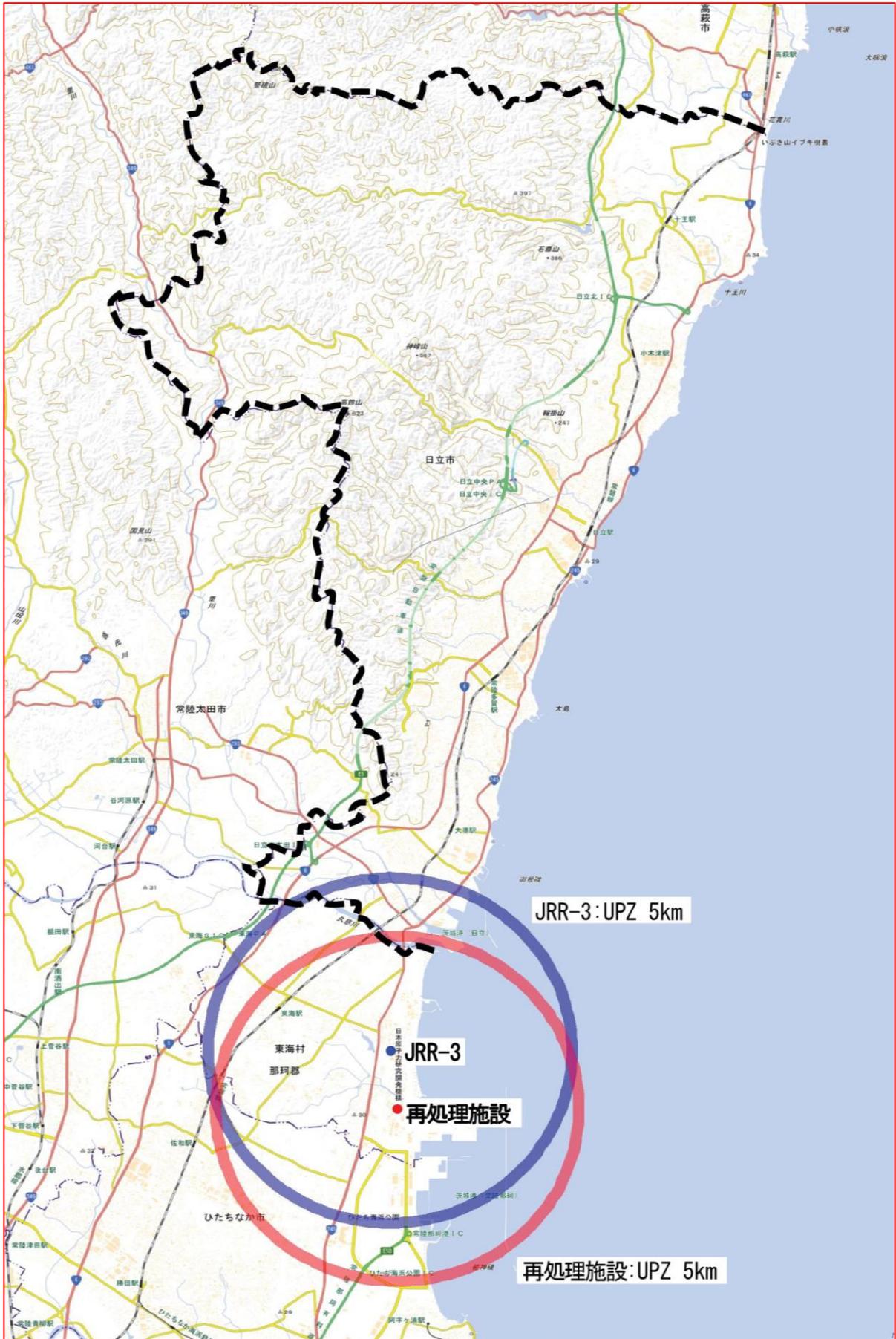
## 5 原子力災害対策重点区域（UPZ）の範囲

下記の原子力施設において本市が定めるべき原子力災害対策重点区域（以下、「UPZ<sup>\*1</sup>」という。）の範囲は、下表のとおりとする。

<sup>\*1</sup>UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) : 段階的に屋内退避、一時移転及び避難を行う区域

原子力施設	UPZ の範囲	UPZ に該当する地域	対象人口
JRR-3	原子力施設から おおむね半径 5 km	留町、みなと町、大和田町、茂宮町、 下土木内町、久慈町 1、3、4、5 丁 目、南高野町 1 丁目	7,418 人
再処理施設	原子力施設から おおむね半径 5 km	留町	506 人

# 【 UPZ の範囲・市全域図 】



# 【 UPZ の範囲・拡大図 】



## 第2章 原子力災害対策の基本的事項

### 1 防護措置

原子力災害時においては、市民等の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であることから、JRR-3及び再処理施設で発生した事故の状況や環境の放射線量を踏まえ、以下の各種防護措置を実施する。

#### (1) 屋内退避

屋内退避は、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置で、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に行う。

特に、病院や介護施設においては避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

#### (2) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも市民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、あらかじめ定めた避難先への避難を実施する防護措置である。

##### 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する。

##### 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間の内に当該地域から離れるため実施する。

### (3) 飲食物の摂取制限

---

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで、経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。

### (4) 安定ヨウ素剤の服用

---

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減を図るため、国、県又は市の指示に基づき安定ヨウ素剤を服用する。

安定ヨウ素剤の服用は、屋内退避、避難及び一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要がある。

### (5) 避難退域時検査及び除染

---

避難退域時検査等による汚染程度の把握は、市民等の吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならないものである。

このため、市の指定する避難所又は他の避難先（親戚宅等）に避難及び一時避難を実施する時には、避難退域時検査を受ける必要がある。

避難退域時検査の結果、測定値が国の定める基準値を超えた場合には、簡易除染等を行い、なお基準値以下とならない場合には、二次検査や医療機関での処置を行う。

## 2 防護措置の実施基準

防護措置は、「屋内退避」を基本とし、放射性物質の放出後は緊急時モニタリング等の結果を踏まえて、「一時移転」や「避難」を行うこととする。

事象の発生		事象の進展				
緊急事態区分		警戒事態	施設敷地 緊急事態	全面 緊急事態	空間放射線量率 20 $\mu$ Sr/h 超	空間放射線量率 500 $\mu$ Sr/h 超
防護措置	市民	情報収集	屋内退避の 準備	屋内退避	1週間程度以内 に一時移転	数時間内 に避難
	要配慮者 <sup>※2</sup>	情報収集	屋内退避の 準備	屋内退避及び 避難準備		
	社会福祉施設入所者 医療機関入院患者					
	帰宅困難者 (通勤・通学者等)	帰宅指示		屋内退避		

※2 要配慮者・・・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

### (1) 放射性物質が放出される前の防護措置

放射性物質の放出前においては、情報収集や緊急時モニタリングの準備等に加え、原子力施設の状態等（設備や放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等）に基づき設定された基準である、以下の緊急事態区分及び緊急時活動レベルに応じて防護措置を実施する。

#### ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

緊急事態区分	緊急時活動レベル
警戒事態	市民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	原子力施設において、市民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力施設において、市民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

## イ JRR-3及び再処理施設の緊急時活動レベルの判断基準

### (ア) JRR-3の場合

緊急事態区分	緊急時活動レベルの判断基準の例
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海村で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・東海村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合</li> <li>・東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合</li> </ul>
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所の区域の境界付近等において原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質<sup>※3</sup>が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</li> </ul>
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質<sup>※4</sup>が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</li> </ul>

### (イ) 再処理施設の場合

緊急事態区分	緊急時活動レベルの判断基準の例
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海村で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・東海村を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合</li> <li>・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</li> </ul>
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</li> <li>・再処理施設事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質<sup>※3</sup>が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</li> </ul>
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合</li> <li>・原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質<sup>※4</sup>が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</li> </ul>

※3 原災法第10条で定める通報の判断基準となる事象の例

- 原子力事業所の区域内の場所のうち、管理区域外の場所で50μSv/h以上の放射線量の検出があった場合

※4 原災法第15条で定める緊急事態宣言の判断基準となる事象の例

- 原子力事業所の区域内の場所のうち、管理区域外の場所で5mSv/h以上の放射線量の検出があった場合

## (2) 放射性物質が放出された後の防護措置

放射性物質が放出された後は、防護措置として屋内退避を行う。

しかしながら、放射性物質が放出された場合、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。

このような事態に備え、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準である運用上の介入レベルに照らして、地域ごとに避難又は一時移転、飲食物摂取制限、安定ヨウ素剤の服用指示など必要な防護措置を実施するものとする。

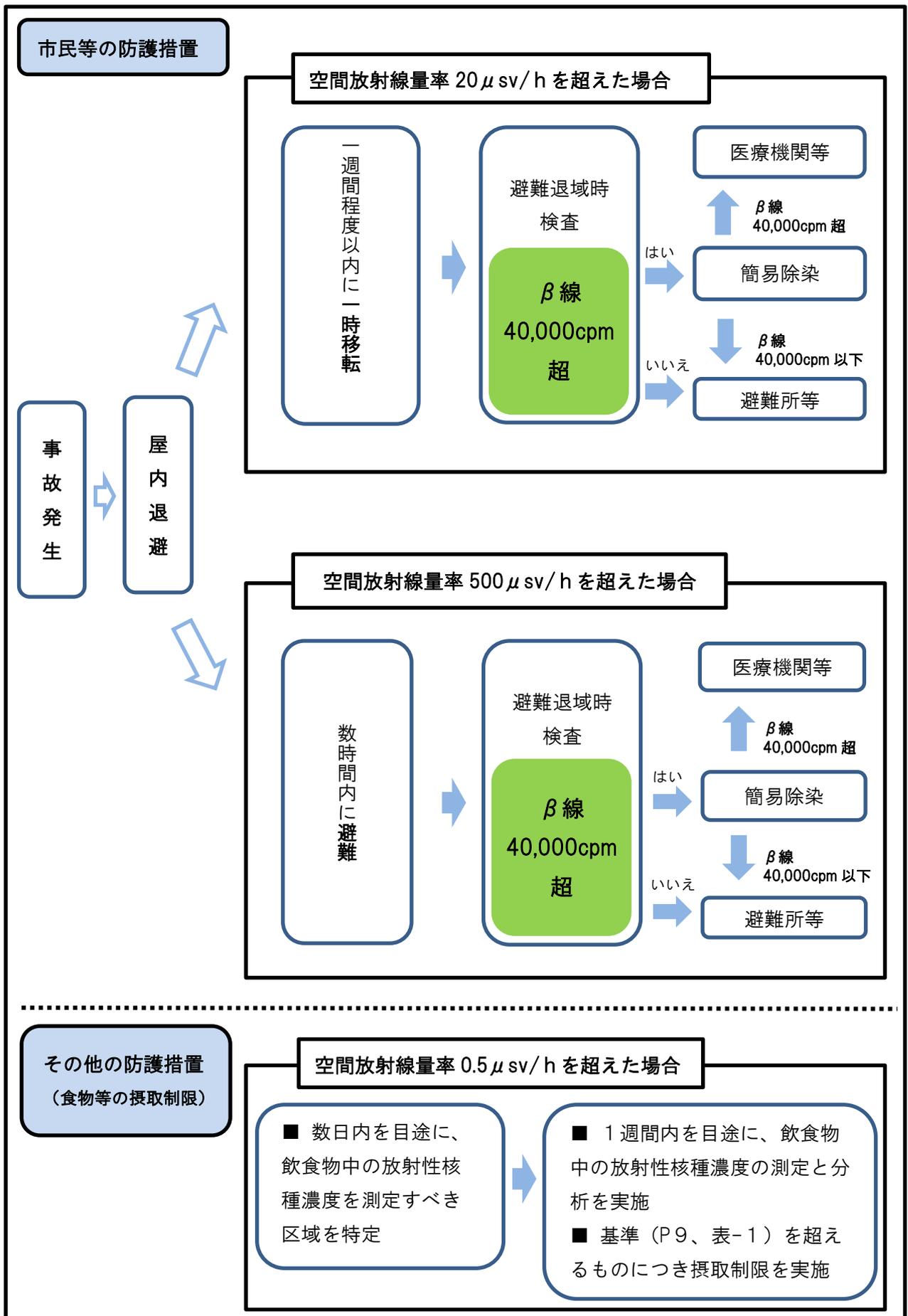
### 【防護措置及び実施すべき運用上の介入レベル】

防護措置	設定値（基準）	基準の概要
1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	20 $\mu$ Sv/時間	地域生産物の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準
数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）	500 $\mu$ Sv/時間	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準
避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施	$\beta$ 線 40,000cpm	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準
数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定	0.5 $\mu$ Sv/時間	飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準
1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	表-1のとおり	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

(表-1)

核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

【空間放射線量率に応じた防護措置のフロー】



#### (4) 空間放射線量率のモニタリング

市では、緊急時だけでなく、平常時から空間放射線量率の観測・監視を行うとともに、モニタリングの結果をホームページで公開している。

##### ア 防護措置を判断するモニタリングポストと避難対象地域

原子力施設	モニタリングポスト	避難対象地域
JRR-3	石神局（東海村）	下土木内町、大和田町
	豊岡局（東海村）	留町、茂宮町、南高野町1丁目、久慈町1、3、4、5丁目、みなと町
再処理施設	豊岡局（東海村）	留町

##### イ モニタリングポスト配置図

平常時から空間放射線量率を監視・測定しているモニタリングポストに加え、必要に応じて、緊急時モニタリングポストを起動し、市内の空間放射線量率の測定を行う。



### 3 避難経路等

市は、避難又は一時移転の必要が生じた場合には、避難所を開設するものとし、その旨を速やかに市民等に周知するとともに円滑な避難誘導を行う。

また、避難所までの移動に際し、避難車両等が錯綜<sup>さくそう</sup>しないよう避難経路を定める。

なお、主な避難経路を国道6号及び通勤道路と、代替経路を国道245号及び山側道路等とし、避難経路を使用できない場合は同じ避難方向にある道路等を使用する。

#### (1) JRR-3の避難経路等

地区	町名	バス利用者 集合場所	主な避難 経路	代替経路	基幹避難所	基幹避難所を補完する避難所
坂下	留町	久慈川日立南 交流センター	国道6号	山側道路 (石名坂多賀線)  通勤道路 (市道9号線)  国道245号	水木小学校	泉丘中学校、水木交流センター
	大和田町				塙山小学校	塙山交流センター、大久保小学校、 大久保中学校、諏訪小学校、 諏訪交流センター
	下土木内町				金沢小学校	台原中学校、金沢交流センター
	茂宮町				大沼小学校	大沼交流センター
	南高野1丁目	坂本東小学校			多賀中学校	油縄子小学校、油縄子交流センター、 成沢小学校、成沢交流センター、 多賀高等学校、日立工業専修学校、 女性センター、産業支援センター
	久慈町5丁目				助川小学校	助川中学校、旧平沢中学校、 仲町小学校、駒王中学校、 宮田交流センター、助川交流センター、 日立工業高校
久慈	久慈町1丁目	久慈小学校	通勤道路 (市道9号線)	国道245号  国道6号	十王中学校	楡形小学校、十王交流センター、 日立北高等学校、豊浦中学校
	久慈町3丁目				滑川小学校	滑川交流センター、滑川中学校、 日高小学校、日高中学校、 日高交流センター、田尻小学校、 田尻交流センター、豊浦小学校
	久慈町4丁目				宮田小学校	日立第一高等学校
	久慈町5丁目				河原子小学校	河原子交流センター
	みなと町				会瀬小学校	—

(2) 再処理施設の避難経路等

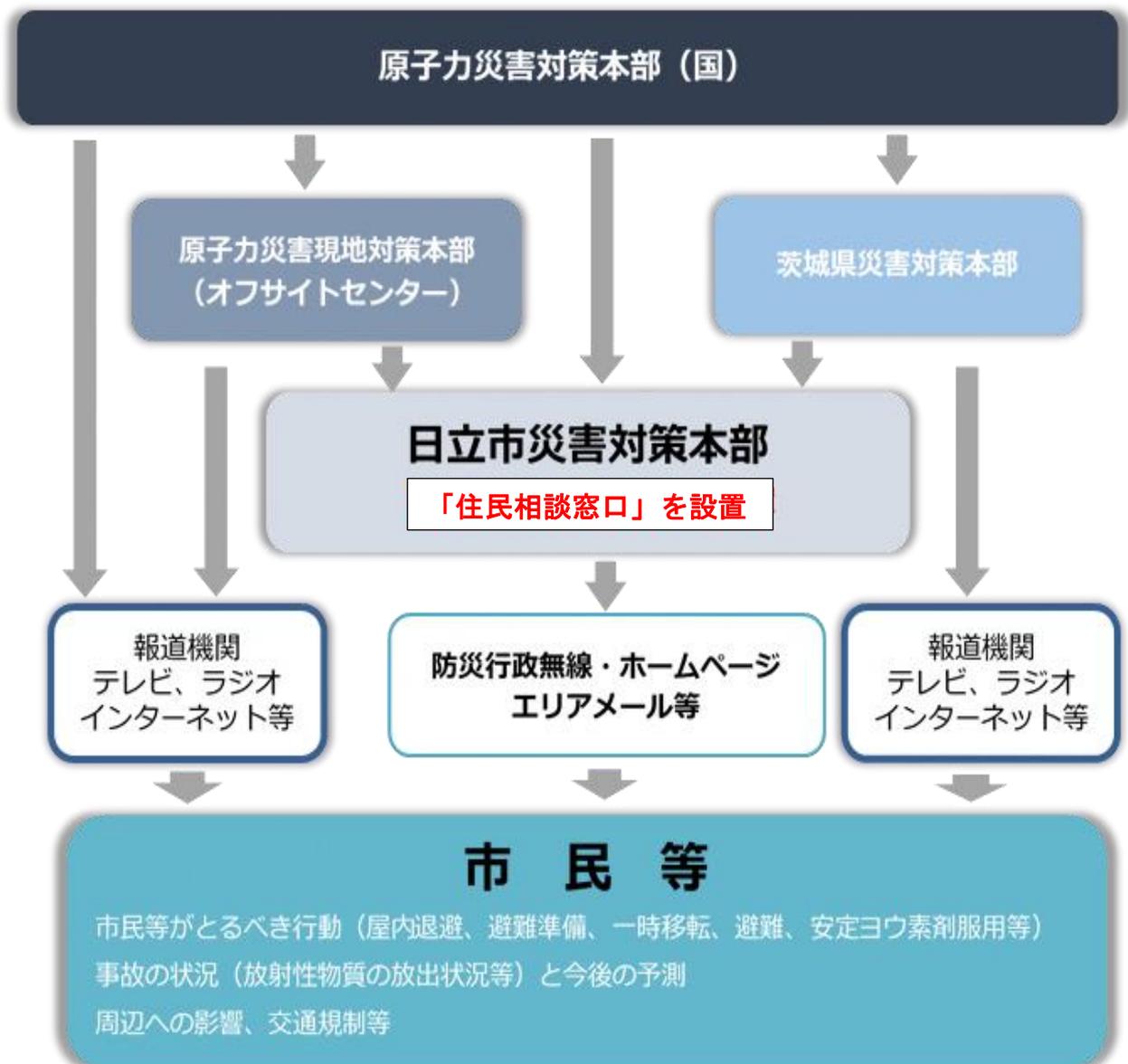
地区	町名	バス利用者 集合場所	主な避難 経路	代替経路	基幹避難所	基幹避難所を補完する避難所
坂下	留町	久慈川日立南 交流センター	国道6号	山側道路 (石名坂多賀線)  通勤道路 (市道9号線)  国道245号	水木小学校	泉丘中学校、水木交流センター

## 4 緊急時における市民等への広報

市は、原子力事故発生時の市民等の混乱を防止し、適切な避難行動を導くため、的確な情報伝達、広報について、国、県、周辺自治体、防災関係機関及び原子力事業所と連携して迅速かつ分かりやすく行うものとする。

なお、以下の項目等について、定期的に繰り返し情報を伝達する。

- 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
- 空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
- 地区毎の市民等のとるべき行動（屋内退避、避難等）についての指示



# 第3章 市民等の避難

## 1 一般市民の避難

一般市民は、避難又は一時移転の指示が発せられた場合には、原則として自家用車で指定の避難所へ避難を行うものとする。また、渋滞の抑制や避難先での駐車場の確保の観点から、可能な限り乗り合いにより避難を行う。

自家用車を持たない、あるいは使用しない市民等は、バス利用者集合場所から、県、市、関係機関等が手配したバス等により避難するものとする。

なお、避難所以外に避難する場合であっても、被ばくの程度の確認や汚染の拡大防止のため、避難所で避難退域時検査を受けてから避難するものとする。

### 【避難のフロー】



### 【 日立市原子力災害避難訓練から 】



## 2 要配慮者の避難

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者）のうち、自ら避難することができない者については、個別計画に基づき、県、市及び関係機関等が手配するバスや福祉車両により避難を実施する。

社会福祉施設等の入所者は、施設の管理者があらかじめ定めた原子力災害対策重点区域外の社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第、避難を行う。なお、施設の管理者はあらかじめバスや避難車両等の避難手段を確保しておくものとする（医療機関も同様とする。）。

なお、いずれの場合であっても、避難が困難な者や避難することで健康リスクが高まる者については、放射線防護施設で屋内退避ができるものとする。

### （１） 在宅の避難行動要支援者

市が作成する避難行動要支援者名簿に登載された者については、個別計画に基づき、避難支援者（行政、消防、民生委員、自主防災組織、自衛隊等）が中心となって警戒事態の段階で安否確認、屋内退避準備などの呼び掛けを行い、全面緊急事態となった段階で、屋内退避を実施するものとする。

なお、全面緊急事態へ移行後、放射性物質の放出により空間放射線量率が基準値を超え避難又は一時移転が必要となった段階で、避難支援者の介助、支援の下、県、市、関係機関等が手配したバスや福祉車両等により、避難又は一時移転を開始する。



### （２） 社会福祉施設等の入所者及び医療機関の入院患者

社会福祉施設等及び医療機関の管理者は、全面緊急事態の段階で、入所者、入院患者等の屋内退避を行うとともに避難準備を行う。

また、全面緊急事態へ移行後、放射性物質の放出により空間放射線量率が基準値を超え、避難又は一時移転が必要となった段階で、あらかじめ用意した避難手段により、原子力災害対策重点区域外の受入先施設へ避難するものとする。

なお、被ばくの程度の確認や汚染の拡大防止のため、避難退域時検査を受けてから避難するものとする。

### 3 帰宅困難者（児童等、通勤者、一時滞在者）への対応

#### (1) 児童等への対応

ア 保育施設・学校等（以下「学校等」という。）の管理者は、あらかじめ定めた避難計画により、警戒事態の段階で園児、児童、生徒等（以下「児童等」という。）を保護者に引き渡すこととし、原則として、児童等は自宅で屋内退避及び避難準備を実施する。

イ 学校等からの帰宅が困難な場合又は保護者への引渡しができない児童等は、学校等で屋内退避するものとし、避難又は一時移転の必要が生じた場合は、手配されたバス等により避難を行うものとする。

ウ 引渡しができなかった児童等の保護者に対しては、緊急連絡網（メールなど）を利用するなどして避難先等を通知し、避難先の避難所で引渡しができるような措置を講じるものとする。



#### (2) 通勤者、一時滞在者（観光者及び外国人など）への対応

ア 原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合、事業所、宿泊施設及び公共交通機関等に防災行政無線、緊急速報メール、テレビなどを活用し、適切な情報提供と速やかな帰宅を呼びかける。

イ また、避難又は一時移転が指示された段階で帰宅できない通勤者及び一時滞在者は、自家用車又は最寄りのバス利用者集合場所から、市民等とともにバス等により避難を行うものとする。



# 第4章 安定ヨウ素剤の配布等及び避難退域時検査

## 1 安定ヨウ素剤の配布

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクを上昇させる。また、年齢が低いほどそのリスクが高い。

このような放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより、予防又はリスクを低減をすることが可能である。

### (1) 安定ヨウ素剤の緊急配布

安定ヨウ素剤の緊急配布については、バス利用者集合場所のほか、複数の受渡し場所を設ける等、避難・服用を遅延させない方策を講じるものとする。

また、避難又は一時移転が指示された段階で帰宅できない一時滞在者は、最寄りのバス利用者集合場所から市民等とともに避難する際に、安定ヨウ素剤を受け取るものとする。

なお、安定ヨウ素剤の事前配布を受けている者は、所持している安定ヨウ素剤を使用することができる。

### (2) 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用のタイミングにより大きく左右されるため、原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断に基づき国、県又は市が服用の指示を出し、市民等はその指示に基づき服用するものとする。

#### (参考) 安定ヨウ素剤の必要量

対象者	ヨウ化カリウムゼリー状剤(mg)	ヨウ化カリウム丸剤(mg)	ヨウ素量(mg)
新生児	1包(16.3)	-	12.5
生後1か月以上3歳未満	1包(32.5)	-	25
3歳以上13歳未満	-	1錠(50.0)	38
13歳以上	-	2錠(100.0)	76

ゼリー状剤



丸剤



## 2 避難退域時検査（スクリーニング）

避難退域時検査による放射性物質の汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のために不可欠である。避難又は一時移転の対象となった市民等については、避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染等を行うことが必要である。

### （1） 検査の場所

原則として、各基幹避難所とする。

### （2） 検査の実施者

県、指定公共機関及び原子力事業者等が、検査及び必要に応じて除染等の処置を実施する。

#### 【 原子力避難訓練における避難退域時検査の実施状況 】



# 第5章 避難所の開設と運営等

## 1 開設、運営等

### (1) 避難所等の開設

市は、避難及び一時移転の必要が生じた場合に、避難所を開設するものとし、その旨を速やかに市民等に周知するとともに円滑な避難誘導に努める。

なお、避難所の運営は、避難者及びボランティア等の協力を得て行うものとする。

### (2) 避難状況の確認

市は避難者の所在を把握するため、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するとともに、住民記録情報と突合し、避難所に避難した市民を把握する。

また、警察、消防本部等関係機関等の協力を得て、避難対象地区の市民等が避難済であるか現地確認を行う。(その際、個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。)

### (3) 運営

避難所の運営については、情報、食糧、毛布等の提供のほか避難者の安全や健康に留意するなど、適切な対応に努めるものとする。

また、市は、避難者が避難所の受入れ人数を超える等、避難所の運営に支障が生じる場合には、県と協議・調整の上、他の避難所を確保するものとする。

### (4) 感染症対策

感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染拡大・予防対策を十分徹底した上で、避難所運営に当たる必要がある。このため、3つの密（密閉、密集、密接）の回避、マスクの着用、消毒など基本的な感染予防対策を「日立市避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針」に準じて実施する。

【避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針による避難所開設訓練から】



## 2 避難所における要配慮者の支援

---

要配慮者については家族が中心となり支援を行う。

また、市及び県は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、国、県、関係機関等に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

なお、市は、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

## 3 避難物資の確保

---

### (1) 避難物資の確保

---

市は、避難所で必要となる食糧や毛布等について、市の備蓄品を活用するほか、不足する物資等については、国、県、関係事業者等に要請し、迅速に確保するものとする。

### (2) 支援物資の受入

---

市は、関係機関や他地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受け入れられるよう、国や県と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

## 4 避難が長期化する場合の対応

---

### (1) 住宅の提供

---

国、県及び市は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難生活の居住環境向上に努めるものとする。

### (2) 宿泊業との連携

---

避難が長期化する場合に備え、市は、国及び県と連携し、ホテルや旅館等に移動できるような体制を、あらかじめ整備しておくものとする。

## 第6章 複合災害への対応と今後の課題

### 1 複合災害への対応

---

#### (1) 避難所が被災した場合

---

市は、避難所の被災状況及び避難受入れの可否について早急に確認を行うものとする。  
なお、避難所が被災し避難の受入れが困難となった場合は、県と調整の上、県があらかじめ確保する第二の避難先へ避難することとする。

##### 【第二の避難先候補地】

水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町

#### (2) 原子力災害の同時発災

---

JRR-3及び再処理施設と日本原子力発電株式会社東海第二発電所との同時発災の場合、二段階の避難を避けるため、東海第二発電所の事故進展状況により、東海第二発電所を対象とした防護措置を採ることとする。

#### (3) 被災した道路情報等の提供

---

市は、市民等に対して大規模地震等により被災し通行不能となった道路や使用できなくなった避難所等の情報について、迅速に提供するものとする。

## 2 今後の課題

---

本計画の実効性を高めるため、引き続き以下の事項について課題解決を図り、その結果を順次本計画に反映させていく。

### (1) 避難行動要支援者の支援体制

---

- ・個別計画に基づく、在宅の避難行動要支援者の安否確認、搬送及び避難所生活の支援

### (2) 避難退域時検査体制

---

- ・避難退域時検査を実施する要員、測定機材及びその他必要な資機材の確保
- ・避難所以外の避難先に避難する場合（社会福祉施設、医療機関等）の検査の実施方法

### (3) 避難状況の把握

---

- ・避難地域及び避難所の避難状況を迅速、正確に把握できる体制

### (4) 複合災害、感染症感染拡大時の対応

---

- ・第二の避難先への避難及び近隣市町村からの避難者受入れの調整

### (5) 駐車場の確保

---

- ・原則、自家用車での避難となるため、駐車場が少ない避難所における駐車場の確保